

議案第10号

朝来市基金条例の一部を改正する条例制定について
朝来市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

交通安全対策の推進に必要な財源に充てることを目的とする交通安全対策基金を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市基金条例の一部を改正する条例

朝来市基金条例（平成25年朝来市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表に次のように加える。

交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。
----------	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号資料

朝来市基金条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
(名称及び目的) 第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金		(名称及び目的) 第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金	
名称	設置の目的	名称	設置の目的
財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。	財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。
(略)		(略)	
森林経営管理事業基金	森林経営管理事業に必要な財源に充てる。	森林経営管理事業基金	森林経営管理事業に必要な財源に充てる。
(2) (略)		交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。
		(2) (略)	